

エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金追加給付事業について

<市長コメント>

エネルギー・食料品等の価格高騰の長期化を踏まえ、昨年夏以降実施してきた住民税非課税世帯に対する3万円の給付事業に関し、1世帯当たり7万円の追加給付を実施いたします。

支給の対象となりますのは、3万円の給付事業同様、住民税非課税世帯に加え、予期せず昨年1月から12月までの間に家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯となります。

すでに3万円を受給済みであり、令和5年6月以降世帯状況等に変更がなく、支給要件を満たすと思われる住民税非課税世帯には「支給のお知らせ」を本日発送いたします。

「支給のお知らせ」に記載された口座への振り込みを承認される場合は、書類返送等の手続きは不要となり、今月26日に振込みされるよう、進めてまいります。

また、世帯状況等に変更のある世帯については、「確認書」を2月上旬から順次郵送いたします。

なお、御不明な点がありましたら、本日より開設する専用コールセンター及び相談窓口を御利用願います。

確認書の提出期限及び家計急変世帯の申請期限は共に4月30日となりますので、忘れずに手続きいただきますようお願いいたします。